

「プレスポしぶや」スクール会員規則

第1条（定義・適用）

「プレスポしぶや」スクール会員規則（以下、「本規則」という）は、PLAY！SPORTS SHIBUYA パートナーズが運営する「プレスポしぶや」（以下、「本スクール」という）の会員ならびに本スクールの入退会に関して適用します。

第2条（目的）

本スクールは、スポーツに対する正しい理解と関心を深め、運動を通じて健全な心身の育成と会員相互の親睦を図るとともにスポーツの発展に寄与することを目的とします。

第3条（管理運営）

本クラブの運営・管理（メンバー資格の変更、会費・諸費用の収受、本規則の変更等の手続きを含む）は、指定管理者のPLAY！SPORTS SHIBUYA パートナーズ（以下、管理者という）が行います。

第4条（会員制）

本スクールは、会員制とし、会員はすべて、プレスポしぶやの会員区分のいずれかに登録され、本規則・細則・施設利用規則（以下、「諸規則」という）に基づいて利用できます。

第5条（入会）

本クラブに入会できる方は、下記の各号に該当する方とします。

- (1) 本規則及び施設利用約款を承認し、入会を希望する方
- (2) 医師から運動を禁止されていない方
- (3) 暴力団等反社会的行為を犯す恐れのある団体等に関係していない方
- (4) その他、管理者が認める方

第6条（入会手続き）

本スクールへの入会希望者は、本規則に同意のうえ、下記の各号に定める手続きを行わなければなりません。

- (1) 所定の申込方法により入会申込を行い、「仮会員」となります。管理者が入会を承諾したうえで、会員区分に従って管理者の定める所定の費用等を支払うことをもって会員資格を取得します
- (2) 「仮会員」の有効期限は、登録日より2ヶ月とします。その間に管理者が入会を承諾しない場合は、仮会員登録を抹消します
- (3) 前号に定める入会申込を行った場合でも、本スクールが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程および審査の内容は開示されません

- (4) 未成年者の入会希望者は、所定の書類により親権者の同意を得ることを要します。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様に、本規則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします
- (5) 未成年について定めた前号の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します

第7条（会費・入会金等）

会員は、管理者が定めた会費・入会金等（以下、「料金等」という）を管理者に支払わなければなりません。

- 2 料金等の額、支払時期および支払方法は管理者が別に定めます。
- 3 入会金は、入会時に支払わなければなりません。入会金は理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 4 一旦支払われた会費は、法令の定め、または本スクールが認める理由があった場合を除き、返還しません。

第8条（料金等の変更）

管理者は、社会経済情勢の変動に応じて、料金等を変更することがあります。

第9条（指導内容）

本スクールは年齢及び能力に応じて指導員が内容に沿ったプログラムを行います。

第10条（遵守事項）

会員及びその保護者は本スクールの秩序を維持し、場内においても常に本規則及び従業員の指示に従わなければなりません。また、自己の健康管理を怠ることなく、練習中に何らかの異常があると感じた場合には直ちに、従業員にその旨を申し出なければなりません。

第11条（損害賠償責任免除）

本スクールの諸施設の利用中に生じた会員の人的、物的事故については、管理者はその原因に責がある場合を除き、一切、損害賠償の責を負いません。

第12条（会員の損害賠償責任）

会員が、本クラブ利用中、自己の責に帰すべき事由により、管理者または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任の責に任ずるものとします。

第13条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は、他に相続・譲渡することはできません。

第14条（変更・退会の場合）

会員は、届出住所連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、

- 15日までに管理者に届け出なければなりません。
- 15日が休館日の場合は翌営業日に管理者に届け出なければなりません。
- 2 会員が退会を希望する場合は、所定の届出用紙に記入のうえ、会員証を添えて15日までに管理者に届け出なければなりません。

3 会員の休会制度はありません。退会届を届け出なければなりません。

第15条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、その会員資格を喪失し会員としての如何なる権利をも喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

第16条 (会員除名・資格停止)

会員が次の各号の一つに該当する場合は、管理者は、その会員を除名あるいはその会員資格を停止することができます。

- (1) 料金等の支払いを怠った場合
- (2) 本クラブの名誉を毀損、また他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合
- (3) 故意に本クラブの施設、設備を破損した場合
- (4) 諸規則に違反した場合
- (5) 本クラブ内において商行為を行った場合
- (6) 違法行為あるいは社会道徳を著しく逸脱する行為があった場合

第17条 (未払いの請求)

管理者は、本規則による、本クラブ会員資格を喪失した後も、料金等の未払い金を請求することができます。

第18条 (施設の閉鎖)

管理者は、下記の各号の場合、施設を閉鎖することができます。

- (1) 天災・地変、その他の理由により施設の利用が不可能と認められるとき
- (2) 運営上、重大な理由があるとき

第19条 (休業)

定期休業、施設設備点検その他のやむを得ない事由により、休業することがあります。予定されている場合には、その旨を事前に提示します。会員は、この場合でも料金等の請求や免除は認められません。

第20条 (諸規則の改正)

管理者が必要と認めた場合は、諸規則の改定を行うことがあります。この場合、改正した内容は会員すべてに及ぶものとします。

第21条 (その他)

その他本規則に定めない事項が発生した時は、その都度管理者が定めるものとします。

【細則】

第1条 (会員証)

管理者は、会員に対して会員証を発行し、会員は、次の各号のとおり会員証を取り扱うものとします。

- (1) 会員は、本クラブを利用する時は、会員証を提示しなければなりません。
- (2) 会員証は会員本人のみが使用でき、他の人に貸与あるいは譲渡することはできません。
- (3) 会員は、会員証を紛失した場合は、速やかに管理者へ届出、再発行の手続きをとらなければなりません。

第2条 (月会費)

会員は、料金システムに基づき、料金等を支払うものとします。

料金表(月会費)		
種別	金額	対象者
各クラス(教室)	6,000円(税込)	渋谷区在住・在勤・在学者
事務手数料	1,000円(税込)	初月及び毎年4月 渋谷区在住・在勤・在学者

※消費税にかかわる法律が改正された場合は改正後を適用します。

第3条 (月会費の支払期日)

月会費のお支払期日は、25日に翌月分を前納していただきます。

第4条 (定員制)

- (1) 各コース定員制を設けております。
満員の場合はキャンセル待ちとしてお申込みいただけます
- (2) 参加対象年齢を過ぎた場合は、参加することはできません

第5条 (ロッカーの利用)

会員は教室に参加している時、必ず施設のロッカーを使用し、使用しているロッカーの鍵の管理もすることとします。会員荷物の一切責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの審議を申し出ることはできません。

※施設外に鍵を持ち出すことでできません。

第6条 (改正)

管理者が必要と認めた場合は、細則の改定を行うことがあります。この場合、改正した内容は会員すべてに及ぶものとします。

【施設利用規則】

第1条（利用）

会員は、管理者の定める諸規則に従って施設を利用することができます。

第2条（施設内における厳守事項）

会員は以下の厳守事項を守らなければなりません。

- (1) 利用施設内は全て禁煙です
- (2) 酒気を帯びた方の入場はお断りします
- (3) 施設内におけるビデオ撮影・写真撮影は原則としてお断りします
- (4) 本スクール利用時は、従業員の指示に従ってください

第3条（貴重品の取り扱い）

会員は以下の通り、貴重品を取り扱わなければなりません。

- (1) 貴重品は各自で保管してください
- (2) 施設内における紛失・盗難事故について管理者は、一切責任を負いません

2021年12月1日 改正